

令和 2 年 11 月 30 日

第 4 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 令和2年11月30日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井	勉	2番	門	秀俊
3番	天野	里美	4番	兼若	幸一
5番	中野	一郎	6番	松岡	忠
7番	金井	浩三	8番	村井	保夫
9番	小川	保	10番	古川	幸義
11番	隅岡	美子	12番	渡邊	美喜子
13番	尾崎	忠義	14番	志村	忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾	幸雄
副 町 長	秋山	俊次
教 育 長	三木	信行
会計管理者	山下	佐千子
町長公室長	山内	剛
総務課長	神原	宏一
政策観光課長	河田	数明
税務課長	泉	知典
住民環境課長	石井	克典
高齢者保険課長	多田羅	勝弘
健康福祉課課長	冨木田	笑子
建設課長	三谷	勝則
産業課長	谷口	賢司
消防長	阿河	弘次
教育課長	竹田	光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森	泰憲
書 記	前原	成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙中のなか、ご参集をいただき有難うございます。

ただいまより、令和2年第4回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会の前に携帯電話、マナーモードか電源をお切りになりますよう、よろしくお願い致します。それでは開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

もう明日から師走を迎えるということで、今年1年も残りが1ヶ月となりました。今年1年はもう年初から新型コロナウイルスの世界的なパンデミックによりまして、私どもも大きな計画変更を行ったところでありますが、観光に関しましては多度津町の主催する行事、イベントがほとんど中止になってしまいました。また、因みに来年の新年の集い、年賀の会も中止となっております。ただ、成人式とそれから出初式は、規模を縮小して新型コロナウイルスの感染防止対策を施しながら行う予定になっております。どうか議員の皆様方にもそのようなことをご理解、また、ご協力をお願いしたいと思っております。そして議員の皆様方におかれましては、これからも新型コロナだけでなくインフルエンザが増えてくる時節に入って参ります。皆様方には、お身体ご自愛されて議員活動にご精励頂きたいと思っております。今日もまた5議案ございます、この臨時議会。どうか皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しながらご理解とご協力を頂きまして議決できますことをお願いをして、冒頭のご挨拶とさせて頂きます。今日はどうかよろしくお願い致します。

議長（村井 勉）

ただいま、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和2年第4回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、第4回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、3番、天野 里美 君、9番、小川 保君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮りを致します。

第4回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定致しました。

日程第3、議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長(山内 剛)

お早うございます。

議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

本改正は本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正法案が、去る11月6日に勧告どおり閣議決定され、可決・公布されました。

本町におきましても他の地方公共団体の改定措置等を考慮し、関係条例につきまして所要の改正を行おうとするものであります。

改正の主な内容につきましては、国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で0.05ヶ月分、引き下げようとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条関係でございますが、令和2年12月期の期末手当について、現行の支給割合100分の167.5に、引き下げ分100分の5をマイナスし、100分の162.5に改め、既に支給されている6月期分100分の167.5と合わせて、年間支給割合を100分の330とするものでございます。

次に、1ページ下段から2ページ上段をご覧ください。

第2条関係でございますが、令和3年度以降の期末手当の年間支給割合について、6月期と12月期に100分の330の半分、100分の165ずつに割り振り、6月期は100分の167.5から100分の165に、第1条で改正しました12月期を100分の162.5から100分の165とし、年間支給割合は令和2年度と同様の100分の330とするものです。

次に、2ページ中段をご覧ください。

附則として、施行期日を定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第1号について、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

議案第1号ですが、議員1人当たり及び削減額は合計いくらになるか答弁をお願い致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の質問に答弁させていただきます。

議員1人当たり平均で15,435円となります。合計額が、差額が21万6,100円となります。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

他にないようですので、これで質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これより議案第1号についてを採決致します。

本案は原案どおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長（山内 剛）

議案第 2 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

本改正は、第 1 号議案と同じく、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で 0.05 ヶ月分、引き下げようとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。

第 1 条関係でございますが、令和 2 年 12 月期の期末手当について現行の支給割合 100 分の 167.5 に、引き下げ分 100 分の 5 をマイナスし、100 分の 162.5 に改め、既に支給されている 6 月期分 100 分の 167.5 と合わせて、年間支給割合を 100 分の 330 とするものでございます。

次に、1 ページ下段から 2 ページ上段をご覧ください。

第 2 条関係でございますが、令和 3 年度以降の期末手当の年間支給割合について 6 月期と 12 月期に 100 分の 330 の半分、100 分の 165 ずつに割り振り、6 月期は 100 分の 167.5 から 100 分の 165 に、第 1 条で改正しました 12 月期を 100 分の 162.5 から 100 分の 165 とし、年間支給割合は令和 2 年度と同様の 100 分の 330 とするものです。

次に、2 ページ中段をご覧ください。

附則として、施行期日を定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第 2 号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第 2 号について、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

議案第 2 号で 1 号と同じく、削減額と個別の削減額をお知らせして頂きたいと思います。よろしくお願いします。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員さんのご質問に答弁させていただきます。

変更前と変更後の合計額の差額が 94,567 円で、1 人当たり平均で 47,283 円の減額となります。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これより議案第 2 号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第 5、議案第 3 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長（山内 剛）

議案第 3 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

本改正は、議案第 1 号、議案第 2 号と同じく、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた特別職の給与法改正を受け、支給月数を年間で 0.05 ヶ月分、引き下げようとするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1 ページをご覧ください。

第 1 条関係でございますが、令和 2 年 12 月期の期末手当について、現行の支給割合 100 分の 167.5 に、引き下げ分 100 分の 5 をマイナスし、100 分の 162.5 に改め、既に支給されている 6 月期分 100 分の 167.5 と合わせて、年間支給割合を 100 分の 330

とするものでございます。

次に、1 ページ下段から 2 ページ上段をご覧ください。

第 2 条関係でございますが、令和 3 年度以降の期末手当の年間支給割合について 6 月期と 12 月期に 100 分の 330 の半分、100 分の 165 ずつに割り振り、6 月期は 100 分の 167.5 から 100 分の 165 に、第 1 条で改正しました 12 月期を 100 分の 162.5 から 100 分の 165 とし、年間支給割合は令和 2 年度と同様の 100 分の 330 とするものです。

次に、2 ページ中段をご覧ください。

附則として、施行期日を定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第 3 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第 3 号について、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

同じく、合計額での削減額をご答弁お願い致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員さんのご質問に答弁させていただきます。

改正前との差額が合計額で 35,708 円、1 人当たりの金額も同じ 35,708 円となっております。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結致します。

これより議案第 3 号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第 6. 議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内 君。

町長公室長（山内 剛）

議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

本改正は、本年度の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準じて、官民格差等に基づく給与水準の改定のため、期末手当について、支給月数を年間 0.05 ヶ月分、引き下げ、期末勤勉手当の合計額を年間 4.45 ヶ月分とするものです。

改正内容につきましては、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

まず、1 ページから 2 ページ上段までの第 1 条関係ですが、期末手当の改正でございます。

第 19 条第 2 項の改正は、再任用職員以外の職員の令和 2 年 12 月期の期末手当について、現行の支給割合 100 分の 130 に、引き下げ分 100 分の 5 をマイナスし、100 分の 125 に改め、既に支給されている 6 月期分 100 分の 130 と合わせて、年間支給割合を 100 分の 255 とするものでございます。

また、同条第 3 項の改正ですが、これは再任用職員の期末手当について年間の支給割合の変更はありませんが、前項での再任用職員以外の職員の 12 月期の期末手当の支給割合を 100 分の 125 にしたことにより、改正するものでございます。

続きまして、第 2 条関係です。

2 ページの上段から下段までをご覧ください。

期末手当の 6 月期と 12 月期の支給割合の改正でございます。

年間支給割合については変更ありませんが、6 月期と 12 月期の支給割合を改正するものです。

第 19 条第 2 項の改正は、令和 3 年度以降の期末手当の年間支給割合を、再任用職員以外の職員について第 1 条で改正しました 6 月期 100 分の 130、12 月期 100 分の 125

から、6 月期と 12 月期に 100 分の 127.5 ずつ半分に割り振り、年間支給割合を令和 2 年度と同様の 100 分の 255 とするものです。

また、同条第 3 項の改正は、再任用職員の期末手当の支給割合の変更はありませんが、前項での再任用職員以外の職員の期末手当の支給割合を 100 分の 127.5 に変更したことにより、改正するものでございます。

次に、2 ページ下段から 3 ページ上段をご覧ください。

附則と致しまして、第 1 項において施行期日、第 2 項で適用者の在職基準日、第 3 項でこの条例の施行に関し、必要事項は規則で定めることとしております。

以上、簡単ではございますが、議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第 4 号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

職員の一般職のマイナス 0.05 ヶ月分のカットで、平均 1 人当たりの削減額はいく
らになるのかと同じく総額でいくらのカットになるのかのご答弁をお願い致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員さんのご質問に答弁させていただきます。

変更前との差額の合計額が 316 万 9,765 円で、1 人当たり平均で 16,595 円の減額と
なります。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

一般質問で始めるのもよろしいでしょうか。席。

議長(村井 勉)

どうぞ。

議員(尾崎 忠義)

13 番、尾崎 忠義でございます。

私は令和 2 年多度津町議会第 4 回臨時会におきまして、議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を致します。

この条例改正案は、本年度の人事院勧告及び香川県人事委員会勧告の趣旨に基づき、期末手当支給の割合の改正を行い、今年度の期末手当を引き下げるというものであります。そもそも、人事院勧告は、公務員のストライキ権などの労働基本権を制約する代償措置として作られたものであり、特別職である町長や町議会議員は、町民から選出されて報酬をもらう者であり、町役場で働き、一般職として給与をもらっている職員とは区別して考える必要があります。

昨年 10 月からの消費税 10%へのアップや、社会保障の連続値上げ、さらに今年は、新型コロナ感染拡大で収入減で困っている国民のために、1 人 10 万円の特別定額給付金や事業者には、持続化給付金等の支給により、収入の底上げを行う経済政策を行っている時に職員の期末手当を引き下げるとは、経済政策の逆行となります。

今、コロナの 3 次感染が異常な勢いで発生、拡大しており、国民が暮らしへの不安を抱いているものと、多忙きわまりない状況下の最前線で奮闘している公務職場で働く、すべての労働者の賃金引下げを招き、冷や水を浴びせるものであります。

国は、過去 6 年間「引き上げ分」すべてを勤勉手当に配分し、成績主義の強化を押し付け、今次勧告では、期末手当を引き下げているわけですが、これは、一時金の生活給としての性格を薄め、成績主義を強化するものであります。

そこで、本勧告には多くの問題があります。

第 1 に、公務員の賃金引き下げにより、すべての労働者の賃下げに繋がること。

第 2 に、消費税増税や新型コロナ危機のもとで、マイナス勧告は地域経済にも大きな影響を及ぼすものであること。

第 3 に、慢性的な長時間労働の是正についても必要としながら、要員確保に踏み込んでいないこと。

第 4 に、非常勤職員の処遇改善に繋がる具体的な言及や方策がまったく示されていないことであります。

今、この勧告が押しつけられれば、自治体職員に重大な影響を及ぼすことは必至であ

ります。

自治体職員の一時金引き下げが行われれば、職員のモチベーションの低下を招きます。また、会計年度任用職員は、期末手当のみの支給とされており、一時金相当額を月例給引き下げによって支給している自治体では、改善要求に応えるものではなく、処遇改悪に繋がります。

コロナ危機の収束が見通せないもとで、「国民のいのちと暮らしを守りきる公務公共の役割を発揮して、何よりも、懸命に奮闘を続けてきた公務労働者の頑張りに対し、新型コロナ感染防止対応や長時間過密労働解消に必要な人員確保、会計年度任用職員等の処遇改善をするべきであります。

したがって、議案第 4 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、新型コロナの影響で、疲弊する地域経済に悪影響を及ぼす一時金削減勧告実施の見送りを強く求めて、反対を致します。

以上。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第 4 号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（村井 勉）

有難うございます。

起立多数です。したがって原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第 7. 議案第 5 号、物品購入契約の締結についてを議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、神原 君。

総務課長（神原 宏一）

お早うございます。

議案第 5 号、物品購入契約の締結についての提案説明をさせていただきます。

物品名は「多度津町学習者用コンピュータ機器等」でございます。

納入場所は町立中学校及び小学校計 5 校で、契約の方法は、2 社による指名競争入札でございます。

契約金額は 9,328 万円で、その内消費税額等は 848 万円でございます。

納入業者は、香川県丸亀市土器町東八丁目 537 番地 1 シコク・システム工房株式会社 代表取締役社長 竹森 貴年 でございます。

また、参考資料と致しまして、2 ページに契約書及び附帯条件を、3 ページから 6 ページに仕様書を添付しております。

物品の概要は、現時点で最新の OS を搭載したタブレット端末、アップル社のアイパッドでございますが、それを 1,723 台、及びキーボード等の付属品に加え、各端末の設定作業などを含めたものとなっており、文部科学省が提唱しております G I G A スクール構想の実現を目的として購入しようとするものでございます。

なお、納入期限につきましては、令和 3 年 3 月 31 日としております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本物品購入契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、「議案第 5 号、物品購入契約の締結について」の提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮り致します。

議案第 5 号について、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

松岡 忠 君。

議員（松岡 忠）

今、説明がありましたが、2 社の入札ということで、中身は指名競争が 10 社のうちの 8 社が辞退という中での 2 社入札だったと思います。それでそのうちの 1 社が、円マークが入ってなかって失格となっておりますが、物品なので予定価格も入っていませんし、この辺が適正価格であったかどうか分からないので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

総務課長（神原 宏一）

ただいまの松岡議員の質問に答弁をさせていただきます。確かに 10 社指名していましたが、なかなかタブレット端末については、全国的に調達が難しい状況にありまして、10 社のうち 8 社が辞退ということになって結果、2 社による指名競争入札ということになりました。で、一応その契約金額につきましては、その中で一番安価などうか、結果的には 1 社になりましたけども、適正な契約であると考えております。

以上でございます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

尾崎 忠義 君。

議員（尾崎 忠義）

2点ほど、ちょっと質問したいんですが、この入札に関して地元での業者がいなかったのかということともうひとつは財源についてですが、これは国のG I G A構想で町の負担はあるんかないんかいうことでちょっとお伺いしたいと思います。以上です。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員のご質問のうち、町の財源等々についてのご質問に回答の方をさせていただきます。

本事業につきましては、タブレットの導入、1人1台の導入についてですので、国の方から1台当たり45,000円の補助が出るようになってございます。ただし、3分の1の台数につきましては、もうすでに地方財政措置がされているということですので、残りの3分の2部分について1台当たり45,000円の補助が付くという形になっております。文科省の補助につきましては、その額が4,887万円、その他コロナ関係の臨時交付金の方も予定しておりまして、その金額が1,925万5,000円でございます。こちらの方につきましては、今回のタブレットにつきましては、1台当たり54,138円でございますので、国の補助の45,000円から出ましたその追加の上乗せ分について、このコロナ関係の交付金の方を充てさせて頂こうと考えております。残ります2,500万円強ですね、そちらの方が今回、町の一般財源を利用させて頂こうと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

総務課長（神原 宏一）

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

10社指名した業者につきましては、すべて県内の業者でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第 5 号についてを採決致します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了致しました。

これをもって、令和 2 年第 4 回多度津町議会臨時会を閉会致します。

ご協力有難うございました。

閉会 午前 9 時 39 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和 2 年 11 月 30 日
第 4 回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記